

【第一問】 50点

問1 (25点)

1 事業を廃止した場合の必要経費の特例

概要

居住者が不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を廃止した後において、その事業に係る費用又は損失でその事業を廃止しなかったとしたならばその者のその年分以後の各年分のこれらの所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額が生じた場合には、その金額は、所定の方法により、その者のその廃止した日の属する年分（同日の属する年においてこれらの所得に係る総収入金額がなかった場合には、その総収入金額があった最近の年分）又はその前年分のこれらの所得の金額の計算上、それぞれの年分のその所得の金額等を限度として、必要経費に算入する。

6

必要経費算入の方法

その必要経費に算入されるべき金額が次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下である場合には、その必要経費に算入されるべき金額の全部をその廃止した日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入する。

4

イ その必要経費に算入されるべき金額が生じた時の直前において確定しているその廃止した日の属する年分の課税標準の合計額

ロ イに掲げる金額の計算の基礎とされる不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額

その必要経費に算入されるべき金額が に掲げる金額のうちいずれか低い金額をこえる場合には、その必要経費に算入されるべき金額のうち、そのいずれか低い金額に相当する部分の金額については、 により必要経費に算入し、そのこえる部分の金額に相当する金額については、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を限度としてその年の前年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入する。

4

イ その必要経費に算入されるべき金額が生じた時の直前において確定しているその前年分の課税標準の合計額

ロ イに掲げる金額の計算の基礎とされる不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額

(注) 課税標準とは、総所得金額、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額をいう。

2 更正の請求

確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者は、その申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額につき事業廃止後に必要経費に算入されるべき費用等が生じたことにより、更正の請求の事由が生じたときは、その事実が生じた日の翌日から2月以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前及び更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、その請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。

6

3 還付

国税局長又は税務署長は、還付金等があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。ただし、還付を受けるべき者につき納付すべきこととなっている国税があるときは、還付にかえてその国税に充当しなければならない。

2

4 居住者Aの取扱い

事業所得を生ずべき事業の遂行上生じた売掛金100万円が事業を廃止した後の年において回収不能となっているため、事業を廃止した日の属する年である平成18年分の必要経費に算入する。この場合において、平成18年分の事業所得の金額が300万円であるため、回収不能額の100万円全額を平成18年分の必要経費に算入することとなる。

更正の請求の期限は、回収不能の事実が生じたのが平成20年3月20日であり、その事実が生じた日の翌日から2月以内であることから、平成20年5月20日までとなる。

また、平成18年分において所得税を納税しているため、更正の請求により還付を受けることになる。

3

問2 (25点)

1 納税地の意義

納税地とは、納税義務者又は源泉徴収義務者が、申告、申請、届出及び納付等を行う基準となる場所であり、又税務官庁が、更正、決定、通知等の処分を行う基準となる場所である。

3

2 原則的納税地

所得税の納税地は、納税義務者が次のいずれに該当するかに応じそれぞれに掲げる場所とする。

国内に住所を有する場合……その住所地

国内に住所を有せず、居所を有する場合……その居所地

、 に掲げる場合を除き、国内に恒久的施設を有する非居住者に該当する場合…
…その国内において行う事業に係る事務所、事業所等の所在地

国内に住所又は居所を有していた者が国内に住所及び居所を有しないこととなった場合において、その者が国内において行う事業に係る事務所、事業所等を有せず、かつ、その納税地とされていた場所にその者の親族等が引き続き、又はその者に代わって居住しているとき……その納税地とされていた場所

～ に掲げる場合を除き、国内において不動産の貸付け等の対価を受ける場合…
…その対価に係る資産の所在地

～ に掲げる場合以外の場合……所定の場所

10

3 選択的納税地

国内に住所のほか居所を有する納税義務者は、その住所地に代え、その居所地を納税地とすることができる。

国内に住所又は居所を有し、かつ、それ以外の場所に事業場等を有する納税義務者は、その住所地又は居所地に代え、その事業場等の所在地を納税地とすることができる。

、 の適用を受けようとする者は、その納税地とされている住所地又は居所地の所轄税務署長及びその居所地又はその事業場等の所在地の所轄税務署長に対し、所定の事項を記載した書類を提出しなければならない。この場合において、その書類の提出があった日後の納税地は、その届出の場所とする。

8

4 死亡した者の納税地

死亡した者の納税地は、その相続人の納税地によらず、その死亡当時におけるその死亡した者の納税地とする。

2

5 納税地の異動の届出

納税義務者は、納税地に異動があった場合には、遅滞なく、その異動前及び異動後の各納税地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

2